

1. 事業者

名 称	社会福祉法人 大淀町社会福祉協議会
所在地	奈良県吉野郡大淀町下湊 1223 番地
電話番号	0747-53-2006
代表者氏名	会長 辻 本 眞 宏
設立年月	昭和53年12月27日

2. 事業所の概要

事業所の種類	居 宅 介 護 事 業 所 2911700074 平成18年10月1日指定（居宅介護・重度訪問介護） 平成23年11月1日指定（同行援護）
事業の目的	居宅介護（身体障害者・知的障害者・障害児）
事業所の名称	社会福祉法人 大淀町社会福祉協議会
事業所の所在地	奈良県吉野郡大淀町下湊1223番地
電話番号	0747-53-2006
管理者氏名	新田 裕輔 （専任・兼任）
事業所の目的・運営方針について	身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づき、利用者が居宅において日常生活を営むことができるようサービス提供をします。
開設年月	平成15年 4月 1日
事業所が行なっている他の業務	訪問介護・予防訪問介護

3. 事業実施地域

大淀町全域

4. 営業時間

営業日	日曜日から月曜日 （但し、12月29日～1月3日まで休業日とする）
受付時間	月～金 8時30分～17時15分
サービス提供時間帯	日～土 8時～18時、

5. 職員の体制

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1			名	管理業務等
2. サービス提供責任者	2			名	指導・助言等
3. 居宅介護従事者（ホームヘルパー）		8		名	訪問活動等
(2) 訪問介護養成研修 1 級（ヘルパー1 級）課程修了者					指導・助言・訪問活動等
(3) 訪問介護養成研修 2 級（ヘルパー2 級）課程修了者		8			訪問活動等
(4) 訪問介護養成研修 3 級（ヘルパー3 級）課程修了者					

当事業所では、利用者に対して訪問介護、身体障害者居宅介護及び知的障害者居宅介護、児童居宅介護を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。（例）週 8 時間勤務の職員が 5 名いる場合、常勤換算では、1 名（8 時間×5 名÷40 時間＝1 名）となります。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 「居宅介護計画」とサービス内容（契約書第 3 条・第 4 条参照）

当事業所では、下記のサービス内容から「居宅介護計画」を定めて、サービスを提供します。「居宅介護計画」は、市町村が決定した居宅介護の「支給量」（「受給者証」に記載してあります。）と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「居宅介護計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

〈サービス区分及びサービス内容〉

①身体介護（ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします。）

- ・入浴介助・清拭・洗髪…入浴の介助や清拭（体を拭く）や洗髪などを行います。
- ・排せつ介助…排せつの介助、おむつ交換を行います。
- ・食事介助…食事の介助を行います。
- ・衣服の着脱の介助…衣服の着脱の介助を行います。
- ・通院介助…通院の介助を行います。
- ・その他必要な身体介護を行いません。

※ 医療行為はいたしません。

②家事援助（ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。

- ・調理…利用者の食事の用意を行います。
- ・洗濯…利用者の衣類等の洗濯を行います。
- ・掃除…利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
- ・買い物…利用者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います。
- ・その他関係機関への連絡など必要な家事を行います。

※預貯金の引き出しや預け入れは行いません。（預貯金通帳・カードはお預かりできません。）

※利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除は原則として行いません。

③移動介護・同行援護<ガイドヘルプサービス>（通院や外出の介助を行います。）

（視覚障害がある方及び脳性まひなどの全身性障害がある方など屋外での移動に著しい制限のある方を対象としたサービスです。）

官公庁や銀行等の公共機関への用務など社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出の援助を行います。

※1日の範囲内で用務を終えるもの原則とし、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出の介助はいたしません。

④日常生活支援（身体介護や家事援助、見守りなど生活全般を支援します。）

（脳性まひなどの全身性障害がある方など日常生活全般に常時の支援を要する方を対象としたサービスです。）

身体介護、家事援助、見守り等を行います。具体的な内容は、身体介護、家事援助と同様です。

⑤その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

（2）利用者負担額（契約書第5条参照）

上記サービスの利用に対しては、支援費が支給されます。支援費は、本事業所が代理受領いたしますので、利用者から受給者証の記載内容に基づき

利用者本人及び扶養義務者の負担能力に応じ市町村が決定する額（利用者負担額）

をお支払いいただきます。

<2人のホームヘルパーにより訪問を行った場合>

1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと2人のヘルパーでサービスを提供した場合は、2倍の利用者負担額をいただきます。

<利用者負担額の上限等について>

支援費対象のサービス（ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ）利用者負担額は、市町村が上限を定めています。そのため、これらのサービスのご利用状況により、当事業所への月々の利用者負担額は変わることがあります。本事業者が代理受領を行った支援費額は、利用者に通知します。

<償還払い>

支援費額を事業者が代理受領を行わない場合は、市町村が定める支援費基準額の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると支援費が支給されます。）

(3) サービス利用にかかる実費負担額（契約書第5条参照）

サービス提供に要する下記の費用は、支援費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

① 通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、ホームヘルパーが訪問するための交通費をいただきます。（サービス利用料とともに1ヶ月ごとにお支払いいただきます。）

② 「移動介護」や「通院介助」や「同行援護」においてホームヘルパーに公共交通機関などの交通費のほか、入場料、利用料等が必要な場合（サービスご利用時にその都度ご負担いただきます。）

(4) 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法（契約書第5条参照）*

前記(2)、及び(3)の①の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。）

ア. 請求書を届けた後に、社会福祉協議会職員が徴収に伺う

イ. 大淀町社会福祉協議会にお持ち戴く

ウ. 南都銀行 大淀支店にてお振り込み

名 義 社会福祉法人 大淀町社会福祉協議会
会 長 辻 本 眞 宏
口座番号 普通預金 0136992

※ お振込み時には振込手数料が掛かります

(5) 利用の中止、変更、追加（契約書第6条参照）

① 利用予定日の前に、利用者の都合により、居宅介護計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日17時までに事業者に出してください。

② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等ややむをえない場合は、取消料はいただきません。

連絡先 0747-53-2006

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	居宅介護サービス費の1割

③ 市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。

④ サービス利用の変更・追加は、ホームヘルパーの稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利

用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

(6) 実費負担額（交通費等）の変更

実費負担額（交通費等）を変更する場合は、原則としてその2か月前までにご説明します。

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) ホームヘルパーについて

サービス提供時に、担当のホームヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数のホームヘルパーが交替してサービスを提供します。担当のホームヘルパーや訪問するホームヘルパーが交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者から特定のホームヘルパーを指名することはできませんが、ホームヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

(2) サービス提供について

サービスは、「居宅介護計画」にもとづいて行います。実施に関する指示・命令は、すべて事業者が行います。但し、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。

サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。（ホームヘルパーが事業所に連絡する場合の電話を使用させていただきます。）

(3) サービス内容の変更

訪問時に、利用者の体調等の理由で居宅介護計画に予定されていたサービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得て、サービス内容を変更します。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(4) 受給者証の確認（契約書第3条参照）

「住所」及び「居宅利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容の変更があった場合は速やかにホームヘルパーにお知らせください。また、担当ホームヘルパーやサービス提供責任者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

(5) ホームヘルパーの禁止行為

ホームヘルパーは、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 医療行為② 利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり③ 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受④ ご契約者の家族等に対するサービスの提供⑤ 飲酒・喫煙及び飲食（移動介護等において利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合は除きます。） |
|--|

- | |
|--|
| ⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く） |
| ⑦ その他利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為 |

8. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にもその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、居宅介護計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

9. 緊急時の対応法について

サービスの提供中に状態の変化等があった場合、主治医にご連絡するとともに、予め指定する緊急連絡先等へ連絡します。

主治医	主治医氏名	
	医療機関名称	
	所在地	
	電話番号	TEL
家族等	緊急連絡先の家族等	
	住所	
	電話番号	TEL

10. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者家族、利用者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村	市町村名	
	担当課名	
	電話番号	TEL

なお、事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	社会福祉法人全国社会福祉協議会
保険名	福祉サービス総合保障
保障の概要	身体障害、財物破損、管理受託物補償

1 1. サービス内容に関する苦情

当事業所の提供している訪問介護サービスに関するご相談・苦情を承ります。

当事業所の窓口	電話番号 FAX 番号 担当者名 第三者委員	0 7 4 7 - 5 3 - 0 5 8 9 0 7 4 7 - 5 4 - 2 8 8 8 新田 裕輔 上坂 美代子 井片 正子
市町村の窓口	所在地 電話番号 担当部署	奈良県吉野郡大淀町桧垣本 2 0 9 0 町役場内 0 7 4 7 - 5 2 - 5 5 0 1 福祉課
公的団体の窓口 県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地 電話番号 担当部署	奈良県橿原市大久保町 3 2 0 番地 1 1 0 7 4 4 - 2 9 - 0 1 0 0 8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0

1 2. 福祉サービス第三者評価

社会福祉法 78 条 1 項に規定する任意の福祉サービス第三者評価は現時点において受けておりません。

1 3. 虐待の防止について

事業者は、職員に対する虐待防止啓発の為の定期的な研修の実施、成年後見人制度を活用した権利擁護、苦情解決制度の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置をこうじるよう努める。

(1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じます。

①虐待防止に関する担当者の選定と委員会の定期開催

担当者：大淀町社会福祉協議会事務局長 委員長 宮本賢太郎

②虐待を防止するための従事者に対する定期研修の実施

③利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

④その他、虐待防止のために必要な指針等の措置

(2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

14. ハラスメント対策

(1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

(2) 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷などの迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。

15. 身分証携行の義務

訪問介護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

16. 業務継続に向けた取り組みの強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築します。

(1) 業務継続に向けた計画(業務継続計画・BCP)を策定し、感染症や非常災害発生時には計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 業務継続計画を職員に周知するとともに、必要な研修や訓練(シュミレーション)を定期的実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを実施し、必要に応じて計画内容の変更を行いません。

17. 身体拘束等の適正化の推進

(1) 指定訪問介護の提供にあたっては当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。

(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には適正化の指針に則り、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由(切迫性、非代替性、一時性)を記録する等、適正な運用を図ります。

居宅介護サービス事業に関する個人情報取扱業務概要説明書

大淀町社会福祉協議会個人情報保護規程第5条の規定に基づく、居宅介護サービス事業（以下「本事業」という。）にかかわる個人情報の種類等についての規定は、下記のとおりです。

<p>個人情報の種類 （本事業にかかわって 取得・利用する個人情報）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業利用者が申請書、契約書に記載した事項 ・ 本事業担当者が相談により把握し個別援助計画に記載した事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス受給証 ・ サービス提供表 <ul style="list-style-type: none"> ・ 処方箋 ・ 作業報告書 <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供表 ・ 業務完了書 <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス計画表 ・ 事故報告書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情報告書 ・ フェースシート <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務日誌 ・ カンファレンス票 <ul style="list-style-type: none"> ・ 請求書、領収書 ・ 利用者一覧名簿 <ul style="list-style-type: none"> ・ その他
<p>個人情報の利用目的</p>	<p>本事業におけるサービス提供を適正かつ円滑に行い、利用者の在宅生活の継続及び自立に向けて支援を目的とする。</p>
<p>個人情報の利用・提供方法</p>	<p>本事業担当者の管理のもとに保管するとともに、コンピューターに入力し、上記利用目的に沿った利用を行う。 また、下記により本会内部での利用又は外部への提供を行う。</p> <p>(1) 内部での利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護受付の管理 ・ 個別援助計画の作成 ・ カンファレンス及びミーティング ・ サービスの質の向上 ・ 個別援助計画に基づきサービス提供を行う事業所、職員間の連携 <p>(2) 外部への提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣の医療機関（病院、医院、療養型施設） ・ 近隣の保健所、市町村の保健センター ・ 近隣の居宅介護事業所、訪問介護事業所、通所介護事業所、訪問入浴事業所、福祉用具貸与販売事業所、訪問看護事業所、通所リハビリ事業所、特定非営利活動法人、老健施設、身体障害者施設 ・ 民生児童委員・その他
<p>その他の情報</p>	<p>本事業担当者が、上記情報の取得その他の機会において、本事業利用者から相談を受けた事項は、本人の同意のない限りは、本事業担当者以外には、伝えてはならない。</p>
<p>個人情報保護担当者</p>	<p>宮本 賢太郎</p>

令和 年 月 日

当事業所は、重要事項説明書及び個人情報取扱業務概要説明書に基づいて、居宅介護サービス内容、重要事項並びに個人情報取扱業務概要を説明しました。

事業所

所在地 奈良県吉野郡大淀町下湊1223番地

名称 社会福祉法人大淀町社会福祉協議会

代表者 会長 辻 本 眞 宏

説明者 大淀社会福祉協議会居宅介護サービス事業所

氏 名

印

重要事項説明書及び個人情報取扱業務概要説明書に基づいて、居宅介護サービス内容、重要事項並びに個人情報取扱業務概要の説明を受け、同意します。

利用者 住所吉野郡大淀町

氏名

印

(代理人) 住所

氏名

印